# 札幌市 動物愛護管理 基本構想



平成 27 年 (2015 年) 5月

札幌市

# はじめに (基本構想策定に当たって)

近年、犬猫等のペットは単なる愛玩の対象から「家族の一員」として、飼い主と深い関わりを持つようになってきましたが、その一方で、ペットによる迷惑行為(犬の鳴き声、糞の放置、飼い主のいない猫の餌やりなど)や多頭飼育の崩壊、虐待事件の社会問題化など、ペットに関する様々な問題が発生しています。

札幌市は、国の施策や「北海道動物愛護管理推進計画」などに基づき、動物愛護管理 行政を展開していますが、札幌市においてもペットに関する様々な問題が顕在化してお り、また、札幌市が収容する犬猫の頭数は、以前に比べ減少しているものの、その数は 決して少ないものではありません。

これらの現状を踏まえ、札幌市では、動物愛護管理における課題の具体的な解決に向けて、「札幌市保健所運営協議会」に専門部会として「札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会(以下「あり方検討委員会」という。)」を設置し、平成26年10月までに計5回の会議を開催し、札幌市の動物愛護管理のあり方について議論してきました。

その結果を取りまとめた提言書が平成26年11月に札幌市長に手交され、その中で「人と動物が共生する社会の実現」に向けては、札幌市の実情に応じた動物愛護管理に係る条例の制定や、市民、行政、動物取扱業者、大学等の教育機関や動物関係団体などの関係機関が協働して施策を実施していくことのできる体制作り、動物愛護管理に係る施設整備等が必要であるとされています。

この基本構想は、あり方検討委員会の提言を受け、札幌市における今後の動物愛護管理に係る基本的な考え方や方向性を示すものです。





# 目次

# はじめに (基本構想策定に当たって)

笜	î 1	章	ŕ	酬	物	传纽	崔存	李书	那个	一下	$t \sigma$	狂	引	L 4	- 太	l dis	包井	ਜ਼ <b>ੀ</b>	站	1ラ	Z	進	且	<b>S</b>											1
オ		-					₹ F	<b>∌</b> ∕≏	#1	1 11/2	χν.	ノウ	ĽΨ	<b>,</b> c	<b>-</b> 化	כוים	וים	1 1/1.	-16	<u> </u>	- 'a-	דעו י	7/02	<u> </u>											1
	1				動き	_	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2				道 <i>(</i>				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	3		札	.幌	市の	り珍	北	ξ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
		(1)		机	晃市	<b></b>	J物	了管	理	セ	ン	タ	_	に	· _	) \ \	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
		(2)		犬	借の	)収	[答	米	況	1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
		(3)		犬	猫に	2関	す	つる	苦	情	•	相	談		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
		(4)		普	及尼	各発	事	業		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
		(5)		動物	物耳	文扱	:業	登	録	等	状	:況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
		(6)		特	定重	力物	郋	育	'状	況	1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
		(7)		犬	のを	於録	لح :	狂	大	病	予	·防	注	射	実	施	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
		(8)		動物	物愛	愛護	لح إ	遃	įΈ	餇	育	(D)	推	進	0	担	١٧.	手		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
	4		札	幌	市力	が抱	」え	こる	調	題	ĺ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
第	2	;章	î	動	物图	信受	多个	在全	<b>₽</b> 0	力	基本	名	jż	之之	学	とナ	<del>j</del>				•			•			•	•			•				21
-1.	1	·			構想							•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•			•	•				•	•		21
	2				構想		•	•		•	•							•	•	•		•	•		•		•		•			•			21
	3				施負		•		` •					•				•					•	•			•	•				•	•	•	22
	4			•	、彳		<b>7</b> ₹	571	型》	[存	[松	型	$\sigma$	彸	害	ıİ		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•		23
绺		章			、										υ	,																			25
木	, o	午			<del>本</del> 1			-	_		-				- Z	· 、夕	· 石i	اص	生山	完	•														25
	2				市重													<b>'</b> )	V)	艰	疋		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
	3		虭	1490	管理	里で	. ·	<i>/ 'Y</i>		<del>-</del> (/_	) <i>(</i> 2)	りり	力	. 0,	)伊	[1]	Г	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
245																																			
資	米	棉	Ħ	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
	1		札	.幌	市	動物	力多	受該	隻管	班	見あ	5 9	力	前梅	育	才多	員	会	(D)	名	簿		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	32
	2	,	検	討	経ì	田	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
	3	}	提	言	書	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
	4		>	゚゚゚゚゚゚゙	1] ,	ッナ	, -	7 >	<u>ر</u> ۲	/	· 0	)王	編	きき	÷											•					•		•		38

## 第1章 動物愛護管理行政の現状と札幌市が抱える課題

#### 1 国の動き

「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。)」は、昭和 48 年に議員立法で制定されました。

法律の目的は、「動物の愛護」と「動物の適切な管理(危害や迷惑の防止等)」に大 別でき、家庭動物、展示動物等の人が飼育する動物を対象としています(注)。

その後、平成25年9月に大幅に改正された動物愛護管理法が施行され、①動物を その命を終えるまで適切に飼育すること(終生飼育)の明示、②現物確認及び対面販 売の義務化や幼齢の犬猫の販売制限などの動物取扱業者の規制強化、③動物の遺棄や 虐待に関する罰則の強化などが盛り込まれました。

また、動物愛護管理法に基づき「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成18年環境省告示第140号、最終改正:平成25年環境省告示第80号)以下「国の基本指針」という。」にて、動物の愛護及び管理の基本的考え方が示され、今後の施策展開の方向性として、地方公共団体が中心となった関係者間の協働関係の構築や施策の実行を支える基盤の整備などの基本的な視点及び普及啓発等の施策別の取組が示されています。

しかしながら、年間に行政に引き取られる犬猫の頭数は平成25年度で約17.5万頭にのぼり、そのうち、約13万頭(72.8%)が殺処分されています。

そこで、環境省では、平成25年11月に、命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生する社会の実現を目標に、殺処分をできる限り減らし、最終的にはゼロにすることを目指し、「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を発足させました。

また、平成26年6月にはアクションプラン(牧原プラン)を公表し、飼い主、事業者、ボランティア、NPO、行政等が一体となって取組を展開、推進してくことを推奨しています。

#### 動物愛護管理に係る国のあゆみ

昭和48年	9月	「動物の保護及び管理に関する法律」制定
平成 12 年	12月	「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称を変更し施行
		・動物取扱業の規制、飼い主責任の徹底、虐待や遺棄に関わる罰則の
		適用動物の拡大、罰則の強化など大幅に改正
平成 18 年	6月	「動物愛護管理法の一部を改正する法律」施行
		・動物取扱業の規制強化、特定動物の飼育規制の一律化、実験動物へ
		の配慮、罰則の強化など
平成 25 年	9月	「動物愛護管理法の一部を改正する法律」施行
		・終生飼養の明文化、動物取扱業の適正化、罰則の強化など
平成 25 年	11月	「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」発足
平成 26 年	6月	アクションプラン(牧原プラン)の公表

注)したがって、この基本構想においても、これらの動物をその対象としています。

## 2 北海道の動き

平成13年3月に道民の動物愛護精神を醸成し、動物の正しい飼い方を普及することを目的とした「北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年北海道条例第3号。以下「北海道条例」という。)」が施行されました。その後、動物愛護管理法に基づき、北海道における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画として、平成20年2月に「北海道動物愛護管理推進計画(バーライズプラン)」が策定されました。

この計画は、計画期間を10年とし、道民と動物の関わりについての歴史的な経緯、道民意識の変遷や道内で取り組まれてきた課題、さらに自然環境とのかかわりが深い本道の特色なども考慮しながら、動物の適正飼養管理と動物愛護意識や慈愛の精神の醸成・涵養といった両面から取り組んでいくものとされています。

バーライズ プラン (Ber-Rise Plan) とは・・・

この計画が目指す2つの目標のキーワードを示したものです。

BeR: Better Relation (between human and animals) (人と動物との) よりよい関係

RiSe: Rich Sentiment 豊かな情操

## 3 札幌市の現状

## (1) 札幌市動物管理センターについて

札幌市は、札幌市動物管理センター(以下「動物管理センター」という。)において、動物愛護管理法、「狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)」、北海道条例及び「札幌市畜犬取締り及び野犬掃とう条例(昭和46年札幌市条例第44号。以下「市畜犬条例」という。)」に基づき、動物の愛護管理行政を実施しています。

#### ア 事務分掌

札幌市保健福祉局 - 保健所 - 動物管理センター

#### ●管理係

- ・狂犬病予防法、札幌市畜犬取締り及び野犬掃とう条例等に関する事務
- 手数料その他諸収入の調定事務
- 業務委託,契約事務、課内庶務,経理事務
- · 庁舎 · 車両管理事務
- ・所内他係に属しないこと。

#### ●指導係

- ・動物の愛護及び管理に関する法律等に関する事務
- ・狂犬病予防・畜犬取り締まり等に関すること。
- 人と動物の共通感染症の予防と対策等に関すること。
- ・動物関係団体等との調整・連携に関すること。
- ・と畜場法に基づくと畜場等の規制に関すること。
- ・マムシの駆除の指導に関すること。

#### イ 施設概要

動物管理センターは、本所と福移支所の2所体制で運営しています。

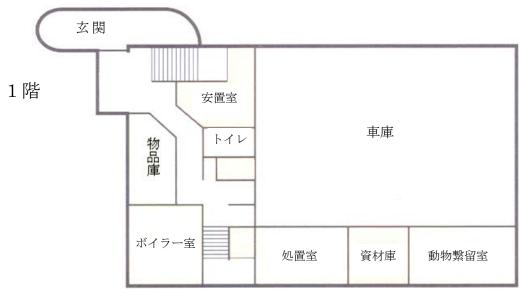
●動物管理センター本所(西区八軒9条東5丁目1-31)

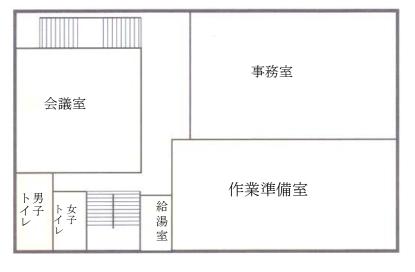
【 開 設 】昭和46年(昭和60年庁舎改築)

【所掌業務】業務の管理運営、犬の捕獲、動物の飼育に関する苦情対応など

敷地面積 2,300 ㎡ 建築床面積 713 ㎡ 事務室 96 ㎡ 会議室 56 ㎡ 車 庫 150 ㎡ その他 411 ㎡







2階

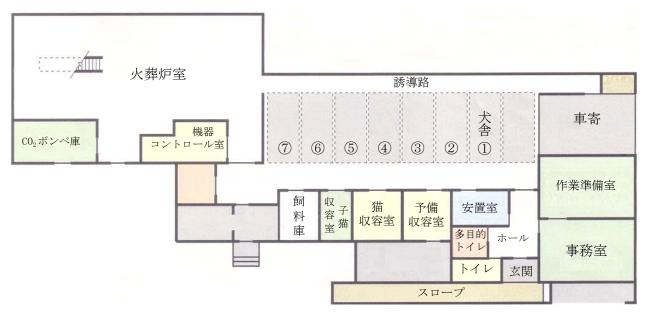
#### ●動物管理センター福移支所(北区篠路町福移 156 番地)

【 開 設 】 平成 13 年

【所掌業務】動物の収容・管理・譲渡・殺処分、ペットの火葬など

敷地面積 9,917㎡
 建築床面積 483㎡
 事務室 26㎡
 動物管理部門 201㎡
 火葬炉室 157㎡
 その他 99㎡





#### ウ 利用者

動物管理センターは、保護収容動物の譲渡見学、ペットの火葬、各種申請、飼育相談などの目的で多くの市民が利用しています。(表1)

#### ●表1 平成25年度 動物管理センター利用者数(概算)

	来庁者数	電話対応件数
本所	6,420人(24人)	10,560件(40件)
支所	7,552人(28人)	2,640件(10件)
全体	13,972 人 (52 人)	13,200件(50件)

\*()内は、一日当たりの人数及び件数

#### (2) 犬猫の収容状況

札幌市では、動物愛護管理法に基づく飼い主不明の犬猫の引取り、負傷動物の保護、 飼い主が飼えなくなった犬猫の引取り(放棄)、市畜犬条例に基づく犬の捕獲を行っ ています。また、収容された犬猫については、本来の飼い主に返還するとともに、可 能な限り生存の機会を与えるため、新しい飼い主への譲渡を行っています。

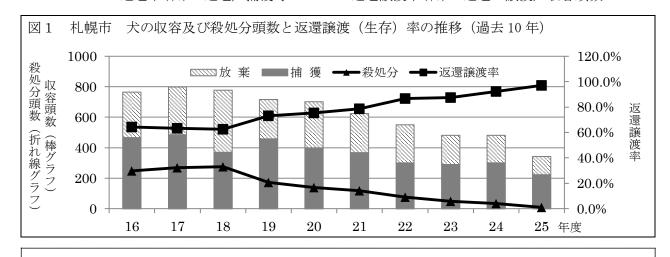
#### ア 犬の収容と処分等状況

収容される犬の頭数は、捕獲と放棄がともに減少したことにより、年々減少傾向にあります。また、譲渡を促進した結果、譲渡返還(生存)率は向上し、返還率は、ほぼ横ばい状態にあるものの、殺処分数は大幅に減少しました。(表 2・図 1)

	年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	収容頭数	766	800	779	718	702	624	552	482	482	344
	捕獲等	468	487	370	460	400	369	302	292	302	225
	放棄	298	313	409	258	302	255	250	190	180	119
夂	1分等頭数	769	791	775	728	701	622	557	477	481	347
	返 還	230	240	209	207	181	174	148	148	178	130
	譲渡	263	267	278	318	348	317	331	274	267	204
	殺処分	249	269	275	172	138	117	75	49	33	8
	死 亡	27	15	13	31	34	14	3	6	3	5
	返還率	49. 1%	49.3%	56. 5%	45.0%	45.3%	47.2%	49.0%	50.7%	58.9%	57.8%
边	区還譲渡率 (生存率)	64. 4%	63. 4%	62. 5%	73. 1%	75. 4%	78. 7%	86. 8%	87. 6%	92. 3%	97. 1%

表 2 犬の収容と処分等状況





#### [語句説明]

捕獲等:けい留されていない犬を動物管理センターが保護する、市民が保護した犬を動物管理

センターで引取る等、飼い主不明で動物管理センターに収容すること

放 棄:飼い主が飼えなくなった犬を、動物管理センターで引き取ること

返 還:本来の飼い主に動物を返すこと

譲 渡:新しい飼い主に動物を譲り渡すこと

殺 処 分:薬剤の過剰投与や炭酸ガスにより、致死処分にすること

·E 亡:収容期間中に病気等により死亡すること

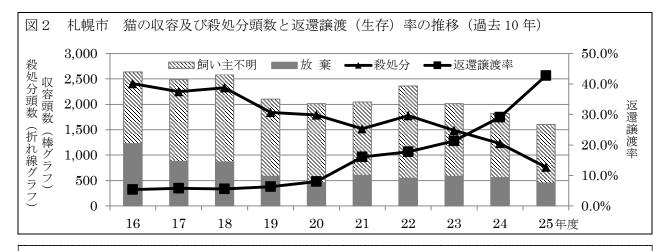
#### イ 猫の収容と処分等状況

収容される猫の頭数は、主に放棄が減少したことにより、年々減少傾向にあります。また、譲渡を促進した結果、返還譲渡(生存)率が向上し、殺処分頭数は減少傾向にありますが、大に比べると決して少ない数ではありません。(表3・図2)

	年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	収容頭数	2,636	2, 485	2, 585	2, 103	2,014	2,044	2, 359	2,016	1,817	1,607
	主不明	1,411	1,608	1,720	1,520	1,548	1, 444	1,816	1,433	1, 257	1, 153
	放棄	1, 225	877	865	583	466	600	543	583	560	454
夂	口分等頭数	2,636	2, 469	2, 597	2,056	2,012	2,041	2, 361	2,018	1,815	1,595
	返 還	0	3	1	3	1	4	17	8	6	20
	譲渡	141	141	142	129	160	325	403	422	522	667
	殺処分	2, 406	2, 250	2, 325	1,840	1, 789	1, 521	1,779	1, 489	1, 231	764
	死 亡	89	75	129	84	62	191	162	99	56	144
	返還率	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.9%	0.5%	0.5%	1. 7%
边	返還譲渡率 (生存率)	5. 3%	5.8%	5. 5%	6. 3%	8.0%	16. 1%	17.8%	21. 3%	29. 1%	42.8%

表3 猫の収容と処分等状況

\*返還譲渡率(%)=返還+譲渡/収容頭数×100



#### [語句説明]

殺処分

主 不 明:市民が保護した猫を動物管理センターで引取る等、飼い主不明で動物管理センターに

収容すること

2,406

放 棄:飼い主が飼えなくなった猫を、動物管理センターで引き取ること

返 還:本来の飼い主に動物を返すこと

譲 渡:新しい飼い主に動物を譲り渡すこと

2, 250

殺 処 分:薬剤の過剰投与や炭酸ガスにより、致死処分にすること

2, 325

死 亡:収容期間中に病気等により死亡すること

なお、路上等の公共の場所で回収された死亡した猫の頭数は表4のとおりであり、 殺処分される頭数より多い状況となっています。

表 4 路上で回収される猫死体頭数 年度 17 16 18 19 20 21 22 23 24 25 処理頭数 2, 286 2, 419 2, 345 2,384 2, 241 2, 151 2, 172 1,924 1,730 1,553

1,789

1,521

1,779

1,489

1, 231

764

1,840

#### ウ 犬猫の飼育環境

収容される犬猫は、原則、動物管理センター福移支所において保管され、担当獣 医師が日々の健康状態等を管理しています。

多くの犬猫を保管する収容施設では、感染症が侵入しやすい場所であり、重篤な 感染症が発生した場合は、多くの命が危険にさらされることになります。

また、収容される犬猫の中には、極めて痩せているものや被毛や爪などの手入れがされていないもの、さらには、病気に罹っているものや精神面での変調(攻撃性があったり、極端に人を怖がったりなど)があるものなど、虐待のおそれが見受けられるものもあります。

このような犬猫は、そのままの状態で管理すると譲渡に結びつかず、やむを得ず 殺処分となってしまう場合もあります。

先進国では、シェルター等の収容施設における犬猫の健康管理については「シェルターメディスン」という考え方が導入されており、シェルター内で暮らす動物たちの健康を維持しながら個体管理や感染症の予防のための衛生管理を行い、心身ともに健康な動物を一頭でも多く譲渡することを目的として実践され、大きな成果を上げています。

我が国においても、同様の考え方をもって取組を進めている自治体もあり、避妊 去勢手術の実施やトリミング等を譲渡対象犬猫に実施し、成果を上げている自治体 が多くあります。

#### 【他都市の先進的な取組事例】

環境省が運営する「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」のホームページでは、 様々な自治体の譲渡促進のための取組を紹介しています。

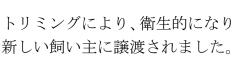
(URL http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/project/index.html)

その中で、倉敷市や滋賀県などが動物のトリミングや治療等により譲渡を推進した事例を紹介 しています。



毛玉だらけで収容された犬







#### エ 犬猫の収容期間及び一日当たりの保管頭数

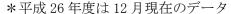
平成 25 年度の動物愛護管理法改正により、自治体に収容された動物の殺処分が なくなることを目指して保護収容動物の返還及び譲渡を推進することが掲げられ たことから、札幌市においても保護収容動物の譲渡を促進してきた結果、犬猫の収 容期間が長期化し(表5・図3)、以前と比較し収容施設は常に多くの犬猫が保管 されている状態となっています(表6)。

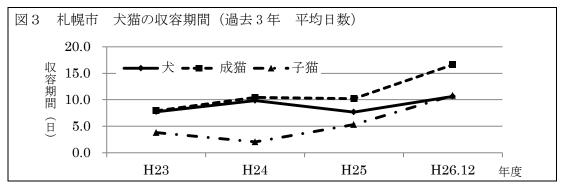
その傾向は、近年、譲渡率が高くなっている猫で特に顕著となっています。

なお、動物の収容は、個体管理及び感染症予防等の観点から1ケージにつき1頭 での飼育が望ましいですが、現在は、収容場所確保のため、性別や相性等を考慮し た複数収容や組立ケージの使用等で対応しています。

	X 0 12	X 0.7 1 C 7 + 2	V :	(1.13 - 2	<i>,</i> + <i>,</i>
	年度	H23	H24	H25	H26
	捕獲等	8. 7	8.5	7.0	7.6
犬	放 棄	6.8	11.2	8.3	13. 7
	計	7.8	9. 9	7. 7	10.7
成	主不明	6.6	11. 1	11.5	21.6
猫	放棄	9. 2	9.8	8.9	11.6
畑	計	7. 9	10.5	10. 2	16.6
子	主不明	2.7	2.6	5. 7	12.8
	放棄	4. 9	1.5	4. 9	8.8
猫	計	3.8	2. 1	5. 3	10.8

表5 1頭あたりの収容期間(平均日数)





収容可能頭数を超えて 一日当たりの保管頭数 収容可能 収容されている日数の割合 (頭/日) 動物 頭数 (頭) H25 H26 H25 H26 39.5% 70.2% 犬 7 7.3 9.7 (144/365 日) (193/275 日) 13.2% 18.2% 成猫 24 15.8 27.9 (50/275 日)(48/365 目) 18 2.2% 20.0% 子猫 15. 1 29.8

収容可能頭数と犬猫の保管状況 表 6

(8/365 日)

(55/275 目)

(9 ケージ)

<sup>\*</sup>子猫は兄弟で収容される場合が多く、1ケージ最大2頭ずつ収容した場合を想定 \*平成26年度は12月現在のデータ

## (3) 犬猫に関する苦情・相談

#### ア 苦情・相談対応

札幌市には、電話、電子メール、窓口での申立などの方法で、犬猫に関する多くの苦情・相談が寄せられます。

それらの苦情・相談に対しては、飼い主等が判明している場合は、動物管理センター職員が直接現場において指導・注意するなどの対応を行うほか、現地パトロール、町内会や各種広報媒体を利用した啓発活動など、関係機関と連携した対応を実施しています。

寄せられる苦情・相談件数については、ここ数年大きな増減はないものの、動物に関するこれらの問題は、明確な基準等がないことから、対応が長期化する事例も数多くみられます。(表 7)

寄せられる苦情・相談の内容として件数が多いのは、犬では「糞の放置等による 不衛生行為」「鳴き声」「公園等の公共の場での放し飼い (ノーリード)」の順で、 猫では「猫の糞尿等による不衛生」「外猫への給餌行為」の順となっています。

なお、このような動物の飼育に関わる苦情・相談の中には、感情的な近隣同士のトラブルに発展し、罪のない動物が嫌われ、虐待されることもあります。

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25				
犬	687	705	807	708	699	797	854	829	721	715				
猫	789	1, 059	943	1,002	982	1, 056	1,056	860	732	776				
合計	1, 476	1, 764	1, 750	1, 710	1, 681	1, 853	1, 910	1, 689	1, 573	1, 491				

表7 犬猫に関する苦情・相談件数(現地対応件数)

#### イ 多頭飼育の問題・相談

平成 25 年度の動物愛護管理法改正により、動物虐待のおそれがある事例として 多頭飼育の崩壊(犬猫を避妊・去勢手術等の繁殖を防止する措置を実施せずに飼育 し、その数が増え管理できなくなってしまった状態等)が規定されました。

札幌市においても相談等が寄せられ、実際に多頭飼育の崩壊に至る事例も起きており、10頭以上の犬猫を引き取った件数は、平成25年度で8件290頭、平成26年度は12月までに9件208頭となっています。(表8)

札幌市のような住宅密集地においての多頭飼育は、糞尿等が堆積した不衛生な状況による臭いやハエなどの衛生害虫の発生、鳴き声等により周辺住民に迷惑が及ぶことも多く見受けられます。

また、衛生管理が行き届かず、不衛生な状況で動物が飼育され、感染症がまん延している環境となっていることも珍しくありません。更に不妊措置を講じないまま繁殖が進み、頭数を増やし、その結果、遺伝的な疾患も発生することとなります。

これらのことから、多頭飼育については、多頭飼育による周辺住民への迷惑防止や飼育される動物の安全の確保のためにも、その実態を事前に把握し、対応することが求められます。

	<i></i>	, TUM	>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	, ,			
年度	2	4	2	5	26		
区分	犬	猫	犬	猫	犬	猫	
多頭飼育者からの放棄頭数	0 (0)	295 (14)	34 (2)	256 (6)	0 (0)	208 (9)	
総放棄頭数	180	560	119	454	86	350	
占める割合	0.0%	52. 7%	28.6%	56.4%	0.0%	59. 4%	

表8 犬猫の多頭放棄頭数

<sup>\*</sup>平成26年度は12月現在のデータ。()内は、件数。

## ウ 市民アンケート結果

平成 25 年度に実施した市民アンケート\*1では、「ペットを飼っていますか」という質問に対し、7割以上の人が「飼っていない」と回答しており、多くの人がペットを飼っていないことがわかります。

また、市民の多くが大猫に関する問題のうち排せつの処理について困っていることがわかりました。(表 9)

表 9 市民アンケート結果

●ペットを飼っているか	平成 18 年度	平成 25 年度
1 飼っている	26. 7%	25.3%
2 飼っていない	72.3%	73.3%
●ペットの飼育者に望むこと		
1 自宅敷地外で排せつした場合、きちんと始ま	たしてほしい	67.0%
2 糞等の臭いがしないように飼ってほしい		27.3%
3 道路、公園や河川敷等で犬を放さないでほし	_\\	25.9%
4 鳴き声に気をつけて飼ってほしい		23.7%
●猫が外にいて困ったこと		
1 庭などの敷地内に糞をされる		78.0%
2 物置や車庫、床下などに入られる		39.3%
3 家庭菜園を荒らされる		29.1%
●外にいる猫に対し、札幌市はどのようなことに取	り組むべきか	
1 飼い主やねこに餌を与えている人への指導の	0強化	32.8%
2 地域猫活動*2の推進		22.7%

#### \*1: 市民アンケート

札幌市が、各種施策や事業についての周知度や要望を把握し、施策推進の参考とすることを目的に、昭和49年から「市政モニター調査」(平成13年度からは、「市民アンケート」と名称変更)として実施しているものです。

本データは、平成 25 年度第 2 回アンケートにより実施したもので、「等間隔無作為抽出」で選んだ札幌市全域の 18 歳以上の男女 10,000 人を調査対象とし、5,592 人(55.9%)から回答をいただいた結果を記載しています。

#### \*2:地域猫活動

地域住民の理解を得た上で、地域住民が主体となって、地域にいる飼い主のいない猫(野良猫) に不妊手術をしてこれ以上増えないようにし、その猫が命を全うするまで一代限りでその地域に おいて適切に管理していく活動のこと

## (4) 普及啓発事業

札幌市が実施する普及啓発活動は、これまでは主にペットの飼い主に対する活動を 積極的に実施してきました。

国の基本指針においても、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であり、札幌市においても、今後は、児童・生徒を含めて、より広く市民に周知するための事業を充実強化していく必要があります。

また、近年、近隣のペットに関する迷惑問題からその動物が虐待されるケースや、動物虐待から重大事件に発展するケースなどもあり、ペットを飼う飼わないにかかわらず、動物愛護の精神を広く普及することも重要となっています。

#### ア 動物愛護推進事業

#### ① どうぶつあいご教室

近年、子ども達が動物と触れ合う機会が少なくなっていることから、市内の幼稚園及び保育園を対象に、(公社)日本愛玩動物協会北海道支部の協力を得て、大や猫などとの接し方についての講話などを行っています。(表 10)

年度	21	22	23	24	25
開催施設数	5	2	13	10	23
参加者数	411	158	956	572	1, 190

表 10 どうぶつあいご教室開催実績

#### ② 動物愛護週間行事

毎年9月20日~26日までの「動物 愛護週間」に合わせ、広く市民に動物 の愛護と適正な飼育管理についての 関心と理解を深めてもらうため、札幌 市小動物獣医師会、(公社)日本愛玩 動物協会北海道支部等動物関係団体 の協力を得て、「動物愛護フェスティ バル」を開催し、その中で様々な活動 を行っています。



平成 25 年 9 月 23 日 動物愛護フェスティバル 2013

また、「小動物慰霊の日」として、

札幌市に持ち込まれた火葬依頼のペット及び処分動物の霊を慰めるとともに、市 民に命の大切さについて考えてもらえる場を提供しています。

近年は、さらに動物を飼育していない方や若年層への動物に対する興味や関心を深めることを目的に加え、新たに市内図書館での動物関係図書の展示、児童会館での動物関係 16mm フィルム映画上映会、円山動物園でのパネル展示を実施しています。

## イ 犬猫の適正飼育推進事業

#### ① 現地指導

犬猫の適正飼育の指導を目的として、苦情相談等の個別対応のほか、定期的に公園等のパトロールを実施しています。

平成26年度は、市内の大型公園(大通公園、中島公園など)等における、犬の放し飼いの防止などのマナー向上を目指した「リードをつないで楽しくお散歩キャンペーン」を実施しました。



#### ② 犬猫飼い方教室

安易な飼育による犬猫の放棄を減らすため、飼う前や飼い始めた方を対象とした講習会を実施しています。(表 11)

教室では犬猫の特性、しつけ、マナー、健康管理、経済的負担について講義しています。

五 11 八加州、万 3人工/// IE八 18								
年度	21	22	23	24	25			
開催施設数	1	3	5	6	4			
参加者数	40	88	135	110	50			

表 11 犬猫飼い方教室開催実績

#### ③ 公園散歩講座

公園における犬の散歩のマナー向 上や適正飼育の啓発を目的とし、市内 大規模公園において、公園の指定管理 者及び(公社)日本愛玩動物協会北海 道支部の協力のもと、犬の散歩マナー 等に関する講習会を実施しています。

また、希望者には、飼育相談にも応じています。



平成 26 年 6 月 29 日 愛犬と一緒のお散歩講座 in 川下公園

## ④ 狂犬病予防業務

狂犬病の発生を予防し、これを撲滅 することにより公衆衛生の向上及び

福祉の増進を図ることを目的とした狂犬病予防法に基づき、犬の所有者は犬の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を実施しなければならないことになっています。

このため、毎年4月に狂犬病予防注射の実施等について、ダイレクトメールで 案内するとともに、「広報さっぽろ」やホームページ等で犬の登録や狂犬病予防 注射の必要性について掲載し、啓発を行っています。

#### ウ 共通事業

#### ① ホームページの活用

動物管理センターのホームページを作成し、保護収容動物の保護情報や譲渡情報、大猫の適正飼育に関する情報、各種イベント等の情報を掲載し、市民への情報提供の手段として活用しています。(図 4)



図4 ホームページ (トップページ) のアクセス数

#### ② パネル展

市役所本庁舎ロビーや、札幌駅前地下 歩行空間等において、パネル展を実施し、 飼育マナーや動物愛護に関する啓発を 行っています。

平成25年12月13日 札幌駅前地下歩行空間パネル展

#### ③ 啓発物の作成

動物管理センターでは、犬猫の適正飼育に関するパンフレット等を作成し、現

地における飼い方指導や「犬猫飼い方教室」等における講習会、町内会の回覧、「動物愛護フェスティバル」、施設見学等で配布しています。



町内会向け啓発チラシ



平成 25 年度作成 啓発プレート \*札幌市立大学デザイン学部の学生による デザインコンペの優秀作品

## (5) 動物取扱業登録等状況

動物愛護管理法に基づき、動物(哺乳類、鳥類、は虫類)の販売や保管などの事業を営むには、第一種動物取扱業としての登録を受ける必要があります。

ここ数年で登録数は横ばい状況となっていますが、平成25年度でみると、北海道全体における第一種動物取扱業の施設数1,788施設のうち約3分の1(628施設)が札幌市に集中しています。

また、動物愛護団体の動物シェルターや公園等での非営利の動物展示など、第一種動物取扱業に該当しなくとも、活動として一定以上の動物を取り扱う場合は、第二種動物取扱業として届け出る必要があります。(表 12)

	X = TOWN - MANAGEM VERY NEW M									
年度		21	22	23	24	25				
•	●第一種動物取扱業									
	施設数計	595	606	629	616	628				
	業種数計	718	782	782	768	788				
	販売	362	381	357	339	337				
	保管	285	321	337	339	352				
	貸出し	2	2	5	7	7				
	訓練	45	51	52	53	57				
	展示	24	27	31	29	32				
	競りあっせん	1	1	1	0	2				
	譲受け飼養		1		1	2				
•	●第二種動物取扱業									
	施設数計			_	_	2				

表 12 札幌市の動物取扱業の登録(届出)施設数

#### [語句説明]

販 売:ペットショップ等の動物の小売やブリーダー等の繁殖などを行う業

保 管:ペットホテルやトリミングなど保管を目的に顧客の動物を預かる業

貸 出 し:愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業

訓 練:顧客の動物を預かり訓練を行う業

展 示:動物園、水族館、乗馬施設など動物を見せたり、ふれあいを提供する業

競りあっせん:ペットオークション業

譲受け飼養:老犬ホームなど有償で動物を譲り受けて飼養を行う業

<sup>\*「</sup>競りあっせん」及び「譲受け飼養」は、平成24年度に追加

<sup>\*</sup>第二種動物取扱業は、平成25年度に追加

## (6) 特定動物飼育状況

動物愛護管理法に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加える恐れがある動物として定められた動物(特定動物)の飼育を行う際には、許可を受ける必要があります。

また、道外では、許可施設で飼育保管されていた特定動物による人の殺傷事件が複数発生しています。(表 13)

*** ***********************************							
年度	21	22	23	24	25		
個人	11	13	16	18	22		
法人	11	13	16	12	23		
大学	3	3	3	2	2		
動物園	43	51	37	36	44		
計	68	80	72	68	91		

表 13 特定動物の飼養許可数

飼養許可動物種(円山動物園以外)「平成26年3月末現在]

哺乳類:ツキノワグマ、ニホンザル、ヒグマ、ライオン

は虫類:アナコンダ、アフリカニシキヘビ、アミメニシキヘビ、アメリカドクトカゲ、エジプトコ ブラ、オオアナコンダ、シャムワニ、シンリンコブラ、ハナブトオオトカゲ、ビルマニシ キヘビ、ボアコンストリクター、ワニガメ

円山動物園での飼養許可動物種[平成26年3月末現在]

哺乳類:アムールトラ、アメリカクロクマ、ヒグマ、カバ、クロザル、サーバルキャット、シシオ ザル、シロテテナガザル、シンリンオオカミ、ダイアナモンキー、チンパンジー、ドグェ ラヒヒ、ナマケグマ、ニホンザル、ヒマラヤグマ、ブチハイエナ、ブラッザグェノン、ホ ッキョクグマ、ボルネオオランウータン、マサイキリン、マレーグマ、マンドリル、ユキ ヒョウ、ライオン、ワウワウテナガザル

鳥類:イヌワシ、オオワシ、オジロワシ、コンドル

は虫類:アナコンダ、アミメニシキヘビ、アメリカドクトカゲ、ガビアルモドキ、ニホンマムシ、 ビルマニシキヘビ、ヨウスコウワニ

## (7) 犬の登録と狂犬病予防注射実施状況

大を飼育する場合は、狂犬病予防法の規定に基づき、生涯1回の登録と、毎年1回 の狂犬病予防注射が義務付けられています。

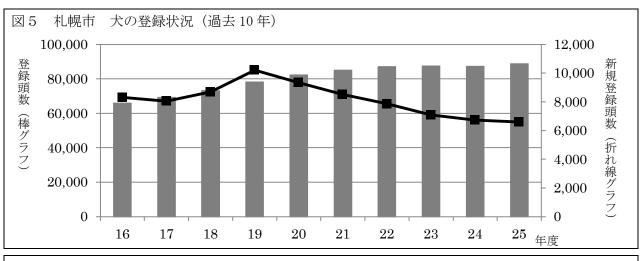
札幌市における登録と狂犬病注射の実施状況は、表 14 及び図 5、6のとおりで、新規登録頭数は平成 19 年度をピークに減少傾向にあり、狂犬病予防注射接種率は、約 70%で横ばい傾向にあり、3割程度が未接種の状況となっています。

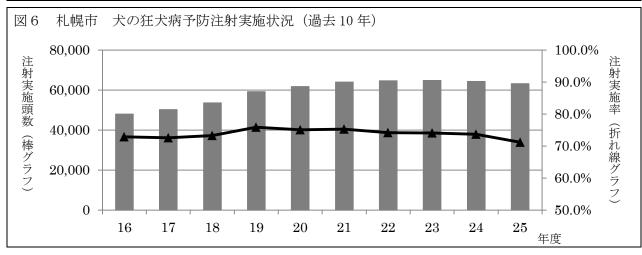
未接種犬の多くは、飼い主が狂犬病に関する正しい知識をもっておらず、狂犬病という恐ろしい感染症の予防について、犬の登録や予防注射がいかに重要な役割を果たすかが理解できていないことが原因の一つと考えられます。

	年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	登録頭数	65, 880	69, 162	73, 114	78, 095	82, 348	84, 992	87, 100	87, 534	87, 242	88, 755
	新規	8, 315	8, 043	8, 698	10, 213	9, 332	8, 513	7, 866	7, 078	6, 737	6, 596
注	射実施頭数	48, 047	50, 239	53, 618	59, 261	61, 799	64, 004	64, 629	64, 825	64, 312	63, 186
Ž.	注射実施率	72.9%	72. 6%	73. 3%	75. 9%	75. 0%	75. 3%	74. 2%	74. 1%	73. 7%	71. 2%

表 14 狂犬病予防法に基づく登録頭数及び注射実施頭数







## (8) 動物愛護と適正飼育の推進の担い手

札幌市では、動物の愛護や適正飼育を推進するために、多くのボランティアや動物 愛護団体、動物関係団体と連携・協働してきました。

しかしながら、地域に根差した普及啓発や収容動物のケアなどにおいて、十分な人材が確保できている状況ではなく、活動の場も限られているなどの課題もあります。

今後は、普及啓発や収容動物のケアなどを担う人材を確保するとともに、活動の場 や学習の機会の提供などを推進していく必要があります。

#### ア 動物愛護推進員制度

動物愛護管理法に基づき、動物愛護と適正飼育の推進を図るため、平成23年度から動物愛護推進員制度を開始しました。(表15)

動物愛護推進員は、札幌市が開催する動物愛護フェスティバルやパネル展での啓発や、福移支所土曜開庁での譲渡事業の支援、収容動物のケア、市民向け啓発リーフレット作製などの活動を行っています。

また、推進員の知識の向上を図るための勉強会や情報交換掲示板を通じ、緊密な連携を進めています。

3.10 3/1/20 TEC 3/1/3/19									
年度	23	24	25	26					
推薦	15	15	15	15					
公募	13	13	22	22					
合計	28	28	37	37					

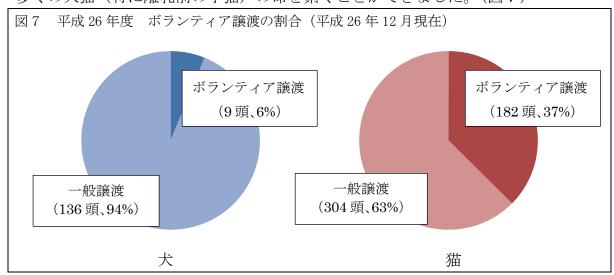
表 15 動物愛護推進員の委嘱人数

\*任期:2年

#### イ ボランティア譲渡制度

平成 26 年度より収容された動物を第三者へ再譲渡する目的で引取るボランティアについて登録制度を開始しました。

平成26年12月現在、9団体(個人を含む)が登録しており、その活動によって 多くの犬猫(特に離乳前の子猫)の命を繋ぐことができました。(図7)



## 4 札幌市が抱える課題

市民の動物愛護意識の高まり、動物愛護団体などの協力や動物管理センターのこれまでの取組によって、犬猫の譲渡が進み、殺処分数が減少するなど、一定の効果が表れてきました。

しかしながら、動物愛護管理法の趣旨や市民の要望などからみますと、札幌市はまだまだ多くの課題を抱えています。今後、それらの解決のために、以下の3つの事項を重点課題として整理し、取り組んでいく必要があります。

## (1) 動物に対する愛護について

平成25年9月に大幅に改正された動物愛護管理法が施行され、その中で、動物の飼い主は、その動物が命を終えるまで適切に飼育する「終生飼育」の責任があることが明記され、更なる動物愛護に関する取組の推進が必要とされました。

しかしながら、札幌市の現状を見ると、犬猫の放棄や殺処分の数は依然として少なくない状況にあり、市民の動物愛護の精神を一層育んでいく必要があります。

これまでは、札幌市では、ペットの飼い主に対する普及啓発活動を積極的に行ってきましたが、国の基本指針にも掲げられているとおり、特に、動物とのふれあいを通じて子どもの頃から「命の大切さ」や「生き物への優しさ」について考えることは、情操教育や人格形成の基盤づくりとして非常に重要であるため、子どもたちに対しても動物愛護の情操教育を推進していくことが求められています。

また、社会問題となっているペットの虐待事例をみると、近隣のペットに関する迷惑問題からその動物が虐待されるケースなどもあり、ペットを飼う飼わないにかかわらず、動物愛護の精神を広く普及することも重要となっています。

動物愛護にかかる教育活動や普及啓発を進めるに当たっては、行政機関だけではなく、市民、動物取扱業者、大学等の教育機関や動物関係団体が、それぞれ適切な役割を担い、協働し、全市を挙げて動物愛護管理を推進することが必要になっています。

また、地域において、動物愛護の普及啓発を進め、広く市民の動物愛護の精神を育むためには、動物愛護推進員や動物愛護団体などの担い手となる人材が不足しているため、今後は、人材の確保と育成を進める必要があります。

## (2) 飼育動物の適正管理について

動物愛護管理法において、飼い主の責務として飼育動物の適正管理が規定されていますが、札幌市には、犬の糞の放置・鳴き声・公園等の公共の場での放し飼い、猫の糞尿による不衛生・外猫への餌やりなど、依然として多くの苦情が寄せられています。

札幌市のような住宅密集地においては、多頭飼育の崩壊によって多くの周辺住民に 迷惑が及ぶため、その実態を事前に把握し、対応することが求められます。

また、札幌市においては、登録犬の3割程度の飼い犬が狂犬病予防注射を接種していない状況であり、犬の飼い主一人一人が狂犬病に関して正しい知識を持ち、飼い犬の登録と予防注射を確実に行うよう普及啓発していく必要があります。

さらに、平成25年度の動物愛護管理法の改正により動物取扱業に対する規制が強化されており、道内のペット業者の3分の1が集中している札幌市においては、更な

る監視指導の強化が必要となっています。

## (3) 動物の飼育環境への配慮について

一部の動物取扱業者による犬や猫の遺棄事件、犬猫の殺傷・虐待事件などが後を絶たず、虐待が社会問題となっており、札幌市内においても、動物虐待のおそれがある状態の犬猫が収容されています。

これらの現状を受け、札幌市が抱えている課題である、飼い主のいない猫や、多頭 飼育の飼い主の問題などを解決していくうえで、劣悪な環境で飼われている動物たち が少しでも幸せに暮らせるように、動物の生活の質の向上を目指して、飼い主に対し 飼育環境の適正化を図っていくことは大変重要であると考えています。

また、収容動物の飼育環境の適正化の取組として、他都市で「シェルターメディスン」の考え方を取り入れ、譲渡率の向上を果たしており、譲渡対象犬猫への避妊去勢手術やトリミング等のケアが譲渡促進に有効な手段であることは、多くの自治体で証明されているところであります。

札幌市でも、殺処分数の削減のために譲渡を推進した結果、収容能力の限界を越えて譲渡されるまで犬猫を長く収容することとなり、この間の収容動物の感染症予防を含めた健康管理が大変重要であり、併せて、動物が快適に生活できるよう配慮することや他都市の先進的な事例を積極的に取り入れていくことを検討するなど、現在の収容保管方法や飼育環境の改善をしていく必要があると考えています。

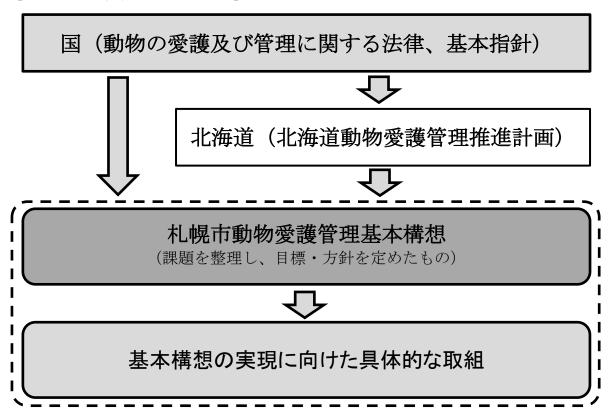
## 第2章 動物愛護管理の基本的な考え方

## 1 基本構想の位置付け

この基本構想は、動物愛護管理法に基づく札幌市における動物愛護管理の推進に当たっての中長期的な指針であるとともに、市民、行政、動物取扱業者、大学等の教育機関や動物関係団体等の関係機関などが、協働して動物愛護管理を推進していくための基本的な考え方を示すものです。

なお、今後、法令の改正や社会情勢等の変化により新たに対応すべき課題が生じた 場合には、適宜見直しを行います。

#### 【基本構想の位置付けイメージ】



## 2 基本構想の目標

動物愛護管理法の基本原則は、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていくことのできる社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定めています。

札幌市では、この法の基本原則に則り「人と動物が共生する社会の実現」を目標に掲げ、市民が動物を命あるものとして尊重し、犬と猫の殺処分を減らしていき、最終的になくすことを目指すための具体的な対策を推進することにより、命を大切にし、優しさのあふれる、"人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ"を目指します。(図7:基本構想体系図)

#### 3 基本施策

動物愛護管理の目標は、動物及び動物を飼う人と飼わない人が心地よく暮らせる社会を目指すことであり、この実現に当たっては、行政のみならず、市民及び関係機関が一体となって動物愛護管理に関する取組を進めていく必要があります。

札幌市は、目標を実現するために、第1章の4であげた課題を受け、3つの基本施策として、広く市民の動物愛護の精神を育む「①動物愛護精神の涵養」、飼い主や動物取扱業者の適正管理を進める「②動物の適正管理の推進」、飼育環境の質の向上を目指す「③動物の福祉向上」を掲げます。

#### ★ 目標実現に向けた基本施策

#### ① 動物愛護精神の涵養 《動物愛護の精神を育む》

ペットを飼育する飼育しないに係わらず、動物が命あるものとの理解を深めるとともに、 動物の命を尊重し、終生飼育や適正飼育ができるよう動物愛護の精神を育みます

- ◆施策の方向性
- 動物愛護思想の普及啓発

広く市民の動物愛護の精神を育むために教育活動や広報活動等に取り組む

・関係機関との連携

行政機関だけでなく市民、動物取扱業者、大学等の教育機関や動物関係団体が連携・協働して全市を挙げて動物愛護管理を推進する

・人材の確保と育成

動物愛護の精神の普及と動物愛護の実践のための担い手となる人材の確保・育成を行う

・動物管理センターの機能の向上

動物管理センターの機能の充実・強化を図る

#### ② 動物の適正管理の推進 《飼い主による適正管理》

飼い主や動物取扱業者に対して、飼育している動物が人やその他の動物に危害や迷惑を与えることを防止するとともに、周辺の生活環境の保全に努めるための必要な措置を講じます

- ◆施策の方向性
- 適正飼育の普及啓発

危害の防止、迷惑の防止、周辺環境の保全等のため動物の適正飼育を推進する

- 監視指導の強化

動物取扱業、特定動物飼育者、多頭飼育者の監視指導を強化していく

犬の登録と狂犬病予防注射実施率の向上

狂犬病に関する正しい知識の普及や犬の登録と予防注射実施率の向上を目指す

・災害時における対応体制の構築

災害時に市民、行政及び関係機関が連携して動物の保護等に取り組む体制を構築する

#### ③ 動物の福祉向上 《飼育環境の質の向上》

飼育されているすべての動物の健康及び安全を保持するだけでなく、動物が動物らしく生 活できるよう飼育環境の質の向上を目指します

- ◆施策の方向性
- 保護収容動物の福祉の向上

「シェルターメディスン」の考えを取り入れた健康管理の検討などを進めていく

・虐待や動物の遺棄等に対する関係機関との対応体制の構築

社会問題化する動物の遺棄や虐待を防止するため行政及び関係機関等の連携を強化する

## 4 市民、行政及び関係機関の役割

目標を達成するためには、市民、行政、動物取扱業者、大学等の教育機関や動物関係団体の各役割を明確化するとともに、連携・協働できる体制を構築し、一体となって動物愛護管理に関する取組を推進する必要があります。

#### (1) 行政

- ア 普及啓発等、必要な施策の策定及び実施
  - ●市民及び事業者等の学習の機会の提供、広報活動の充実
  - ●動物愛護教育の推進
  - ●人材の育成 など
- イ 市民、動物取扱業者、大学等の教育機関や動物関係団体が連携及び協働し、施 策を実施するための調整
- ウ 国、他の地方公共団体その他の関係団体等との密接な連携
- エ 動物愛護管理に関する施策の推進に必要な財政上の措置及び施設等の整備

#### (2) 市民

- ア 市政への積極的な参加、協力
- イ 動物愛護管理に対する理解と実践
- ウ 法令遵守

#### (3) 動物取扱業者

- ア 動物愛護管理に関する普及啓発等の自主的取組の実施
- イ 取扱動物の福祉の向上(健康と安全の保持)
- ウ 法令遵守

## (4) 大学等の教育機関や動物関係団体

動物愛護管理に関する普及啓発等の自主的取組の実施

## 図7 基本構想体系図

# 札幌市動物愛護管理基本構想

目

標

人と動物が共生する社会の実現

"人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ"

目標実現に向けた基本施策

- 1 動物愛護精神の涵養 ≪動物愛護の精神を育む≫ ペットを飼育する飼育しないに係わらず、動物が命あるもの との理解を深めるとともに、動物の命を尊重し、終生飼育や適 正飼育ができるよう動物愛護の精神を育みます
- 2 動物の適正管理の推進 ≪飼い主による適正管理≫ 飼い主や動物取扱業者に対して飼育している動物が人やそ の他の動物に危害や迷惑を与えることを防止するとともに、周 辺の生活環境の保全に努めるための必要な措置を講じます
- 3 動物の福祉向上 ≪飼育環境の質の向上≫ 飼育されているすべての動物の健康及び安全を保持するだけでなく、動物が動物らしく生活できるよう飼育環境の質の向上を目指します

協働

関係主体

行政

市民

動物取扱

業者

大学等の 教育機関や 関係団体

# 第3章 基本構想の実現に向けて

第2章で揚げた基本構想の実現に向けては、以下の3つの事項を、今後、優先的に取り組んでいきます。

## 1 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定

## (1) 条例制定の必要性について

近年、市民の動物愛護思想が高まる中、平成25年9月に終生飼育の徹底、動物取扱業者による適正な動物の取扱いの推進、罰則の強化などを盛り込んだ改正動物愛護 管理法が施行され、各自治体においては、動物愛護の更なる推進が求められています。

札幌市では、現在、犬については、動物愛護管理法、狂犬病予防法、市畜犬条例及び北海道条例に基づき事業に取り組んでいますが、このうち市畜犬条例については犬の管理等を定めた規制条例であり、制定後 40 年以上を経過し、動物の健康と安全の保持や動物の飼育環境の質の向上に係る規定が不足しており、動物愛護が求められる現状にそぐわない内容となっています。

一方、猫については、動物愛護管理法及び北海道条例に基づき対象が主に人が飼育する猫となっています。また、飼い主のいない猫が、収容される猫の多くを占めており、住宅密集部において、この飼い主のいない猫により糞尿等の問題が発生しています。しかし、現状では飼い主のいない猫の扱いに関する規定がありません。

また、「第1章の3 札幌市の現状」において記載した多頭飼育についても、届出制度を導入し、行政が事前に把握し対応できる体制を構築する必要があります。

さらに、札幌市では、現在、飼い主から犬猫を引き取る場合の手数料が無料となっていますが、終生飼育の徹底という動物愛護管理法の考え方に反して犬猫の引取りを依頼する飼い主に対しては、受益者負担の観点から犬猫の引取り手数料の有料化も必要です。

これらを踏まえ、本基本構想で掲げる目標「人と動物が共生する社会の実現」を達成するために、市民、行政及び関係機関の役割を明確にし、3つの基本施策を盛り込んだ動物愛護管理に関する条例を制定いたします。

なお、条例の制定に当たっては、札幌市の実情に合わせ、市畜犬条例の内容を踏ま えたものとし、条例の制定に伴い、市畜犬条例は廃止します。

#### (参考1)

動物の愛護管理に関する条例については、多くの政令指定都市において制定されています(20都市中13都市が制定。その他、京都市が制定を目指している)。

#### (参考2)

飼い主から犬猫を引き取る場合の手数料については、北海道及び札幌市以外の全政令指定都市 において制定されています。

## (2) 条例化を検討する事項

市畜犬条例及び北海道条例を基に、次にあげる内容を条例に盛り込むことを検討します。

- ・市民、行政、飼い主、関係団体等(※)の動物愛護管理に関する役割と責務
- ・動物の飼育環境の質の向上(※\*)を含む動物、犬、猫の飼い主の遵守事項等
- ・飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項について※
- ・多頭飼育の届出について※
- ・札幌市動物愛護管理推進協議会(仮称)の設置について\*
- ・各種手数料 (大猫の引取り手数料\*、返還手数料、申請手数料など) についてなお、下線のうち「※」は北海道条例にはなく新たに条例に盛り込むもの「\*」は札幌市の条例等で現在規定がなく新たに条例に盛り込むもの

## (3) 札幌市動物愛護管理推進協議会(仮称)の設置

条例に基づき、市民、行政及び関係機関が連携・協働し施策を推進する場及び札幌市の動物愛護管理に関する施策の推進について、第三者が評価・助言・提案できる場として札幌市動物愛護管理推進協議会(仮称)を設置します。

(参考) このような組織は、ほとんどの都道府県が設置し、他政令指定都市では20都市中9 都市が設置しています。

## 2 札幌市動物愛護管理推進計画(仮称)の策定

## (1) 推進計画策定の目的

この推進計画は、基本構想に即して、具体的な数値目標を明確にするとともに、当該目標を達成するために市民、行政及び関係機関が果たすべき役割及び実施する施策の設定等を定めることにより、計画的に施策を遂行することを目的とします。

# (2) 推進計画の策定

市民、行政及び関係機関が連携・協働し施策を実行できるよう、推進計画を策定します。

また、毎年、推進計画の達成状況を点検し、施策へ反映させるものとします。

## (3) 推進計画の内容

- ア 推進計画の基本的な考え方
- イ 目標達成度を示す指標と具体的な数値目標
- ウ 具体的な施策の設定

## 3 動物管理センターのあり方の検討

## (1) 動物管理センターの機能の充実

動物愛護に関する各種事業の充実・強化を進めるに当たり、国の基本指針に記載されているとおり動物管理センターは関係団体等との連携における中心的役割を果たすことが必要とされています。

そこで、札幌市が抱える課題解決のために、動物管理センターは次のような役割を 担うものとし、その機能を充実強化していきます。

- ア 市民の愛護意識を高めるとともに、動物とのふれあいなどを通じ、幼少期からの 命の大切さを学び、体感できるような動物愛護教育の機能
- イ 保護収容動物のケアや学習の機会の提供等において、動物関係団体等と連携協働 した活動を推進する機能
- ウ 市民ボランティア、札幌市動物愛護推進員などの動物愛護活動の機能
- エ 子どもから大人まで、多くの市民が集い、愛護動物について理解を深めることができる、機会の提供やペットにかかわる問題解決に向けた市民との交流を推進する機能
- オ 適正譲渡を推進していくための機能

## (2) 動物管理センターの名称の変更

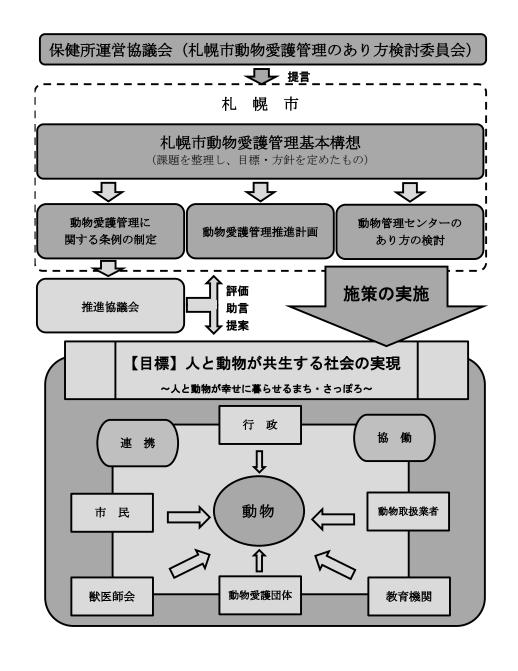
動物管理センターの名称については、動物愛護管理の役割を果たすのにふさわしい名称へ変更するとともに、今後、市民に親しみやすい愛称についても検討します。

## ◎ 基本構想の実現に向けたプロセス(図8)

札幌市における動物愛護管理行政を進めるに当たっては、札幌市保健所運営協議会(あり方検討委員会)からの提言を受け、本編の「札幌市動物愛護管理基本構想」を策定した後、これに基づき「動物愛護管理に関する条例」の制定、動物管理センターのあり方の検討及び「札幌市動物愛護管理推進計画(仮称)」の策定を行うものとします。

これら一連の作業を進めることにより、「人と動物が共生する社会の実現」を目指します。

図8 基本構想の実現に向けたプロセスの概念図



# 資料編

# 資料編

# 1 札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会の名簿

(札幌市保健所運営協議会 札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会名簿)

平成 26 年 4 月 22 日現在

委 員 名	公職及び役職	
上杉 由希子	認定 NPO 法人 HOKKAIDO しっぽの会 副理事	
大屋 聡子	公募委員	
折戸 直美	公募委員	
海野尾 英樹	学校法人吉田学園 吉田学園動物看護専門学校 副校長	
桂 太郎	札幌市小動物獣医師会 会長	
佐藤 真妃	公募委員	
髙橋 徹	公益社団法人 北海道獣医師会 会長	
滝口 満喜	国立大学法人 北海道大学 大学院獣医学研究科 教授	
名取 裕憲	公益社団法人 日本愛玩動物協会 北海道支部長	
樋原 均	北海道ペット事業協同組合 組合長	

五十音順 敬称略

## 2 検討経過

## (1) 設置形態と委員構成

札幌市保健所運営協議会の専門部会として、「札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会」を設置し、専門的な見地より審議を実施。

[H26.2.27 札幌市保健所運営協議会の承認、委員会開催計5回(H26.3~H26.10)] ・委嘱委員は、学識経験者(獣医系大学1名、獣医師会2名)、動物取扱業者1名、動物専門学校1名、動物愛護団体代表2名(女性1名)公募市民女性3名合計10名(内女性4名)

## (2) 主な検討内容

- ・第1回 (H26.3.27) 市民委員の選任
- ・第2回(H26.5.14)札幌市動物愛護管理行政の目標と基本方針
- ・第3回(H26.6.30)センターの名称と体制、動物愛護管理に関する条例制定
- ・第4回(H26.7.31)条例制定、主不明の猫対策、愛護推進協議会(仮称)の設置
- ・第5回(H26.10.14)提言書(案)の作成、その他

## (3) 審議概要

- ア 札幌市が掲げる動物愛護管理行政の目標について
- イ 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定について
- ウ 動物管理センターの業務のあり方について
- エ 動物管理センターの名称について
- オ 飼い主のいない猫対策について
- カ 札幌市動物愛護推進協議会(仮称)の設置について

### 3 提言書

別紙のとおり

平成 26 年 11 月 13 日

札幌市長 上田 文雄 殿

札幌市保健所運営協議会 委員長 松家 治道

#### 札幌市の動物愛護管理行政のあり方について(提言)

札幌市保健所運営協議会において、札幌市の動物愛護管理行政のあり方に係る下記事項について審議しましたので、下記のとおり協議会の意見を付して提言します。

なお、本件については、専門部会「札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会」を設置 しまして、専門的な見地から審議をお願いしましたことを申し添えます。

記

#### 1 札幌市が掲げる動物愛護管理行政の目標について

札幌市が提示した「人と動物が共生する社会の実現」については、動物を飼う人も 飼わない人も動物と共に平和に暮らす共生社会の実現に向け努力するということで、 行政と市民が共に目指すべきものであります。

また、この目標を達成するために掲げる3つの重点項目「動物愛護精神の涵養」「動物の管理体制の整備」「動物の福祉向上」については、動物愛護管理行政をさらに進めていく上でバランスが取れており、まとまっていると考えます。

中でも「動物の福祉向上」については、虐待や多頭飼育等、動物に関する様々な問題が表面化する現代において重要となってくる項目であり、条例等で定義し、市民に明確に提示していくことは大変意義のあることと考えます。

しかしながら、このような目標の達成においては、動物を飼育する人や関心のある 人だけではなく、動物を飼育していない人や関心のない人、動物が嫌いな人たちにも 理解できるような方向性で進めていかなければならないと考えます。

つきましては、今後、目標の達成を目指すために推進する事業等については、上記 の点を十分に検討するよう要望し、継続した進捗状況の報告など進行管理をお願いし ます。

#### 2 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定について

札幌市が提示した目標を達成するためには、札幌市独自の動物愛護管理に関する条例を制定する必要があると考えます。

条例の内容に関する意見については、次のとおりです。

#### (1) 関係者等の責務について

札幌市が掲示した目標の達成については、関係者それぞれが自覚を持ち、かつ協力して施策等を実施していく必要があると考えます。

その中でも、市民については、動物を飼育している人だけが責務を負うと思われる可能性があることから、条例には、動物を飼育していない人も責務を負って協力していかなければならないと明確に記載するよう要望します。

#### (2) 動物の飼い主の遵守事項について

動物の飼い主の遵守事項に関し、条例に盛り込む内容については、以下の点について要望します。

- ・所有者等明示措置の方法等として、鑑札や迷子札の装着だけでなく、具体的に「マイクロチップの挿入」という言葉を盛り込むこと。
- ・動物の愛護及び管理に関する法律では動物の遺棄について罰則規定が設けられていますが、安易な飼育放棄が多い中、「動物を捨ててはいけないこと」について 改めて条例に明記すること。

#### (3) 犬の飼い主の遵守事項について

犬の飼い主の遵守事項に関し、条例に盛り込む内容については、以下の点について要望します。

- ・係留の方法や咬傷事故の届出については、原則、現在の札幌市畜犬取締り及び野 大掃とう条例の内容を踏襲すること。
- ・犬が公共の場所等において排せつした場合の適切な処理については、マナーがあまり守られていない現状を踏まえ、糞を持ち帰ることだけではなく尿についても 適切な処理をすることを条例に明記すること。

なお、飼育の最終目標として、犬を外に連れ出す際は、自宅で排せつを済ませる努力をするよう条例に盛り込むことを検討すること。

#### (4) 多頭飼育の届出について

多頭飼育の届出については、条例に届出制度を盛り込むことを要望します。 なお、届出対象動物については、犬猫に加え、その他の動物についても今後のペット情勢を踏まえ、随時慎重に検討するよう要望します。

#### (5) 引取手数料の設定について

現在、札幌市では、飼育できなくなった動物を引き取る場合の手数料について、 他都市が有料である中、無料となっています。

動物の愛護及び管理に関する法律では、終生飼養が明示され、これに反し、引取 依頼する飼い主には、応分の費用の負担を求めるべきであり、また、これにより、 安易な放棄の抑止力にもなることから、飼えなくなった動物を引き取る場合につい ては、引取手数料を設定し、有料とすることを強く要望します。

#### 3 動物管理センターの業務のあり方について

今後の札幌市動物管理センターのあり方に関する意見については、次のとおりです。

## (1) 施設について

今後更に動物愛護を進めていくためには、施設の機能として、市民が親しみやすく、利用しやすく、様々な人々が交流できる場であることが望まれると考えます。 現在の動物管理センターは、動物の収容施設(動物管理センター福移支所)のみが郊外に設置されていることから上記の機能を果たせていません。

つきましては、現在の2か所ある施設をできる限り交通アクセスの良い場所の1 か所に集約すること及び交流できる場としての様々な施設機能を整備することを 検討していただくよう要望します。

なお、上記の検討に際しては、次の2点について慎重に検討いただくよう併せて 要望します。

- ・災害時の愛護動物の救護、周囲への迷惑防止等に配慮し、十分な広さや立地条件 等を含む場所の選定及び機能の整備
- ・目標に掲げる動物の福祉の向上を目指すために、長期間収容によるストレスの軽減等に配慮した設備を整えるとともに、シェルターメディスンの考え方(※)を取り入れることができる機能の整備

#### (※)「シェルターメディスンの考え方」とは

シェルターで暮らす動物に特化した獣医学のこと。シェルター内で暮らす動物たちの健康を維持しながら群管理を行い、心身ともに健康な動物を一頭でも多く譲渡することを目的としている。

#### (2) 事業について

今後の動物愛護に関する普及啓発においては、これまで以上に、地域、学校、家庭等において、様々な機会をとらえた教育活動や広報活動等に取り組むことが大変重要となり、その中でも、特に、次代を担う子どもたちに対する動物愛護の情操教育を推進していくことが社会的に求められています。

つきましては、今後の事業の推進について、行政、市民及び教育機関を含む関係機関が連携し、協働して施策を実施していけるための体制づくりを構築するとともに、特に動物を飼育していない人・関心のない人や子どもを対象とした事業を推進していくよう要望します。

#### (3) 札幌市が策定を検討する基本計画について

基本計画の策定については、本提言の内容に特段の留意を払い策定するよう要望します。

#### 4 動物管理センターの名称について

センターの名称については、現在の「動物管理センター」という名称は、硬い表現であり、親しみやすい名称ではないと考えます。

札幌市が掲げる目標の達成に向けて主体となって活動する行政の担当部は、動物愛護管理行政について良いイメージを持ってもらうため、親しみやすい名称であることが望ましいと考えることから、愛護や福祉などの言葉を取り入れた名称に変更するこ

とを要望します。

また、今後は、子どもにも親しみを持ってもらえるよう愛称を取り入れることも検 討するよう要望します。

#### 5 飼い主のいない猫対策について

飼い主のいない猫の取り扱いについては、全国的に難しい問題となっています。 不幸な猫を一匹でも減らすために、以下の点について要望します。

- ・飼い主のいない猫に餌を与える人については、その責任を条例等で明確にし、責任 を持って管理行動してもらえるよう検討すること。
- ・飼い主のいない猫の避妊・去勢手術に係る助成制度の構築を検討すること。
- ・飼い主のいない猫に関するガイドラインを作成すること。
- ・上記事項については、不幸な猫を減らそうと活動するボランティアに配慮すること。

#### 6 札幌市動物愛護推進協議会(仮称)の設置について

動物愛護推進協議会の設置については、今後の札幌市の動物愛護及び管理に関する施策の推進について、第三者が評価、助言、提案できる場は必要であり、今後、条例で規定し設置することについて賛成します。

## 4 パブリックコメントの手続き

基本構想(案)について、市民の皆様からご意見を募集しました。

## (1) 意見募集の概要

ア 意見募集期間

平成27年3月10日(火)から平成27年4月8日(水)【30日間】

イ 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、持参

- ウ 意見募集した資料の配布・閲覧場所
  - ・札幌市役所本庁舎(2階 市政刊行物コーナー)
  - ・札幌市動物管理センター 本所(西区八軒9条東5丁目1-31)
  - ・札幌市動物管理センター 福移支所(北区篠路町福移 156 番地)
  - · 札幌市保健所(中央区大通西19丁目 WEST19 3F)
  - · 各区役所 市民部総務企画課広聴係
  - ・各区役所 保健福祉部健康・子ども課(保健センター)
  - ・札幌市ホームページ

## (2) パブリックコメントの内訳

ア 意見の提出者数 179名 (団体:2団体、個人:154名、匿名:23名)

イ 意見の件数 274件

ウ 意見の内訳

分類	件数
第1章 動物愛護管理行政の現状と札幌市が抱える課題	計 53 件
第2章 動物愛護管理の基本的な考え方	計 17 件
1 基本構想の位置付け	(0件)
2 基本構想の目標	(0件)
3 基本施策	(17件)
4 市民、行政及び関係機関の役割	(0件)
第3章 基本構想の実現に向けて	計 181 件
1 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定	(166件)
2 札幌市動物愛護管理推進計画(仮称)の策定	(0件)
3 動物管理センターのあり方の検討	(15件)
その他	計 23 件

<sup>\*</sup>札幌市動物愛護管理基本構想(案)の構成にそって分類しています。

# (3) パブリックコメントに基づく当初案からの修正点

市民の皆様からいただいたご意見を基に、当初案から3項目の修正、追記などを行いました。

No.	修正箇所	意見の概要	
140.	16年面別	修正前	修正後
第	1章 動物愛護管理行政	の現状と札幌市が抱える課題	
	<ul><li>【P. 10】</li><li>3 札幌市の現状</li><li>(3) 犬猫に関する苦情・相談</li><li>イ 多頭飼育の問題・相</li></ul>	弱する等の虐待を受けるおそれがこの事態の中に「避妊去勢を実施ことも含まれ、繁殖防止措置を実ないことから、法の趣旨や文言を持のおそれがある事例として多数	正でないことに起因して動物が衰ある事態」と法文にあるように、せずに飼育し、頭数が増えている」施しないことだけが原因とは限ら正確に表現すべきなので、「動物虐の動物の飼育や保管が適正でない程定されました。」のように変更す
1	談談	平成25年度の動物愛護管理法改正により、動物虐待のおそれがある事例として多頭飼育の崩壊(犬猫を避妊・去勢手術等の繁殖を防止する措置を実施せずに飼育し、その数が増え管理できなくなってしまった状態)が規定されました。	平成25年度の動物愛護管理法改正により、動物虐待のおそれがある事例として多頭飼育の崩壊(犬猫を避妊・去勢手術等の繁殖を防止する措置を実施せずに飼育し、その数が増え管理できなくなってしまった状態等)が規定されました。
2	【P. 19】 4 札幌市が抱える課題	3 割程度の飼い犬が~ の部分はな表現なので、「登録犬のうち、3な表現とするのが良い。	、あたかも全体の犬の 3 割のよう 割程度の犬が」とするべき。正確
	(2) 飼育動物の適正管 理について	…札幌市においては、3割程度の 飼い犬が…	…札幌市においては、 <u>登録犬の</u> 3 割程度の飼い犬が…

No.	修正箇所	意見の概要	
IVO.	修正菌別	修正前	修正後
第	2章 動物愛護管理の	基本的な考え方	
	[P. 22]	る適正管理を進める」に変更すべ	「飼い主及び、動物取扱業者によき。飼い主に限らず、動物の所有
	3 基本施策	者はすべて適正管理を行うべきで	あるから。
1	【P. 24】	…飼い主の適正管理を進める「② 動物の適正管理の推進」、…	…飼い主 <u>や動物取扱業者</u> の適正 管理を進める「②動物の適正管理 の推進」、…
	図7 基本構想体系図		◆>1E/E-1/
		飼い主に対して、飼育している動 物が…	飼い主 <u>や動物取扱業者</u> に対して、 飼育している動物が…

# (4) 意見の概要と札幌市の考え方

市民の皆様からいただいたご意見の概要については、類似の意見などはまとめさせていただいた上で、それに対する本市の考え方を示しています。

第	1章 動物愛護管理行政	の現状と札幌市が抱える課題	
No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方
1	【P. 5-8】 3 札幌市の現状 (2) 犬猫の収容状況	次のデータを追加して欲しい。 ・引取り拒否の件数 ・路上で回収される犬死体頭数	基本構想策定の趣旨は、今後の札幌市の動物愛護管理行政の基本的な考え方を示すものであり、統計データについては、動物管理センターの現状をお知らせするものとしての出典となります。 細かい統計データ等については、今後、策定を予定している動物愛護推進計画の中で示していきます。
2	【P.11】 3 札幌市の現状 (3) 犬猫に関する苦情・相談	市民アンケートの中の(1)ペットを飼うことについて、ペットが好きかどうかについて、62.6%が好きと答えたことも入れるべき。	犬猫に関する苦情・相談という項目にそった内容の抜粋であり、今回は現状のとおりとします。
3	<ul><li>【P. 19】</li><li>4 札幌市が抱える課題</li><li>(1) 動物に対する愛護について</li></ul>	「犬猫の放棄や殺処分の数は依然として少なくない状況にあり」の後ろに「顕在化していない不適正飼育も相当数あると推測され」を挿入。放棄や遺棄をせずとも、つなぎっ放しや半野良状態、頭数過多など、明らかに不適切な飼育をしている市民も存在し、程度によっては動愛法に抵触する可能性などもここで指摘すべき。	を進めるうえでの参考とさせて

第	第1章 動物愛護管理行政の現状と札幌市が抱える課題				
No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方		
4	【P. 19】 4 札幌市が抱える課題 (2) 飼育動物の適正管 理について	「札幌市においては」の後ろに、 「法の規定や基準が遵守されているか、守られていない場合、勧 告や命令、登録の取消などを積極 的に行っていき」を挿入する。飼 い主への啓発と同時に、動物取扱 業者のモラルアップも非常に重 要である。	行政としては、まずは、監視指導を強化し、適正な取扱い方についても啓発していくことが重要と考えており、いただいたご意見は今後の業務の参考とさせていただきます。		

施率の向上」を「未登録犬の実 3 基本施策 数把握と低減、狂犬病予防注射 実施率の向上」に変更する。実 施率の向上は、あくまでも登録 引き続き、登録・予防注射につ	第	第2章 動物愛護管理の基本的な考え方				
施率の向上」を「未登録犬の実 数把握と低減、狂犬病予防注射 実施率の向上」に変更する。実 施率の向上は、あくまでも登録 されていることが前提であるか ら、まずは無登録の犬を減らす ことに重きを置いた施策を進め たうえで、狂犬病予防注射の実 施率の向上を目指すべきであ る。また、単なる未接種と高齢 や病気などの理由で予防注射ができない場合の予防注射猶予数 も分けて明記すると良い。法令 遵守により、個人や業者による 多頭飼育の抑止につながり、動 物の福祉向上が見込めるほか、 鑑札の装着により所有者不明犬 の収容数を減らし、返還数を上	No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方		
実施率の向上」に変更する。実施率の向上は、あくまでも登録されていることが前提であるから、まずは無登録の犬を減らすことに重きを置いた施策を進めたうえで、狂犬病予防注射の実施率の向上を目指すべきである。また、単なる未接種と高齢や病気などの理由で予防注射ができない場合の予防注射ができない場合の予防注射ができない場合の予防注射ができない場合の予防注射ができない場合のが注射ができない場合のが対し、法令遵守により、個人や業者による多頭飼育の抑止につながり、動物の福祉向上が見込めるほか、鑑札の装着により所有者不明犬の収容数を減らし、返還数を上		[P. 22]		狂犬病予防業務は重要な業務と して位置付けており、犬の登録、		
理的な飼養責任も明確になるな ど、登録することによるメリッ トは大きく、改めて重要施策と して推進していくべき。	1	3 基本施策	数に大きないけんでは、大きのでは、大きないけんでは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないないが、大きないが、大きないないが、大きなが、大きないが、大きなが、大きないが、大きなが、大きないが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きな	予防接種について、普及啓発を毎年実施しているところです。 引き続き、登録・予防注射について、普及啓発を重要施策として実		

該当箇所	* H = 100 m	
	意見の概要	札幌市の考え方
[P. 22]	保護収容動物の福祉向上とともに動物取扱業への施等に飼い主	施策の方向性は、一つの例示として、現状を踏まえ明確に示せる内
3 基本施策	への施策もそれぞれ盛り込むべ	容を記載しています。
	き。動物の数からいっても保護 収容動物以上に取扱業の所有動	いただいたご意見にあります、飼い主や動物取扱業者への動物の
	物、飼い主の所有動物への福祉	福祉向上に係る施策については、
	向上がまずメインである。	今後、動物愛護推進計画策定時
		に、具体的な内容を検討します。
	-	に動物取扱業への施策、飼い主 本施策 への施策もそれぞれ盛り込むべ き。動物の数からいっても保護 収容動物以上に取扱業の所有動 物、飼い主の所有動物への福祉

第	第3章 基本構想の実現に向けて				
No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方		
1	【P. 25】  1 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定  (1) 条例制定の必要性について	返還手数料が高額なため、所有動物が収容されていることを確認しても、名乗り出ない市民が相当数いると推定されるしているとをである。と地域であると推定されるしているとは、過剰を受けるとは、の返還を促すのが望ましい。またでは、の返還を促すのが望ましい。まりをの有料については、動り手数料については、動り手数料については、動り手数料については、動り、終生飼養の趣旨に照らして、終生飼養の趣旨に照らして、終生飼養の趣旨に知らして、必然を設定すべきである。	手数料については、条例制定時に、受益者負担の観点などを踏まえ、決定したいと考えています。		
2	【P. 26】  1 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定  (2) 条例化を検討する事項	多頭飼育の実態を把握する制度を設けること、さらに多頭飼育者への精神的ケアのために精神保健関連部署と連携を図ることを記載してください。ただし、所有者のいない猫を減らす活動である地域猫対策(TNR 活動含む)は、届出制の趣旨・目的からは除外することを求めます。	多頭飼育の実態把握については、 条例化を検討する事項として記載しているとおり、今後、多頭飼育の届出制の制定を検討していきます。 また、飼育者の精神的ケアにかかる他部局との連携について、今後さらに連携を深めていきます。		

第	3章 基本構想の実現に	向けて	
No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方
	【P. 26】 1 札幌市の動物愛護管 理に関する条例の制定	以下の項目の制定に賛成します ・飼い主のいない猫に餌を与え る者の遵守事項について ・多頭飼育の届出制度	条例化を検討する事項については、いただいたご意見を参考に、 内容を検討します。 また、条例制定時にも、パブリックコメントを実施し、市民の皆様
3	(2) 条例化を検討する事項	以下の項目を制定してほしい ・実験動物飼養施設の届出制度 ・特定犬指定制度 ・飼い主のいない猫対策の推 進・関連部署との連携	からご意見をいただく予定となっています。
		以下の項目を削除してほしい ・飼い主のいない猫に餌を与え る者の遵守事項について	
	[P. 27]	本基本構想の実現のためには現	いただいたご意見を参考に、動物
		在の2分化され、利便性の悪い	管理センターのあり方について
	3 動物管理センターの	管理センターでは、どう工夫し	は、継続して検討していきます。
	あり方の検討	ても物理的に無理であることか	
		らその拠点となる施設設備が無	
		ければ絵にかいた餅である。ま	
4		た、大規模災害時の対策として、	
4		非常の事態における市民とペットの同行避難場所となる広さの	
		ある施設や敷地は必要不可欠で	
		ある。この理想的な基本構想や	
		新条例の円滑な運営、市民の新	
		しい交流の場、札幌市の抱える	
		課題解決のために、施設の集約	
		移設は絶対に必要である。	

その	その他の意見				
No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方		
1		以下の施策を実施してほしい ・苦痛の少ない殺処分 ・避妊去勢手術への助成 ・動物取扱業者への立入強化 ・動物取扱業者への立入結果の公表 ・動物実験施設への立入 ・実験動物及び産業動物を含めた災害対策の検討 ・ドッグランの設置 ・広報さっぽろの活用	これらのご意見については、今後の事業を進めるうえでの参考とさせていただきます。		



# 札幌市動物愛護管理基本構想

発行:札幌市保健福祉局保健所動物管理センター

〒063-0869 札幌市西区八軒9条東5丁目1-31

TEL 011-736-6134 FAX 011-736-6137

http://www.city.sapporo.jp/inuneko/



札幌市 01-E06-15-694

27-1-69